

富岡町議会全員協議会日程

日 時：令和5年6月9日

時 間：午前10時00分

富岡町役場 全員協議会室

開 議 午前10時00分

出席議員（10名）

議長	高橋 実君	1番	堀本 典明君
2番	佐藤 敦宏君	3番	佐藤 啓憲君
4番	渡辺 正道君	5番	高野 匠美君
6番	遠藤 一善君	7番	安藤 正純君
8番	宇佐神 幸一君	9番	渡辺 三男君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町長	山本 育男君
副町長	高野 剛君
副町長	竹原 信也君
教育長	岩崎 秀一君
総務課長	志賀 智秀君
企画課長	杉本 良君
税務課長	斎藤 一宏君
生活環境課長	遠藤 博生君
税務課課長補佐	大館 衆司君
税務課課長兼税係長	川野 明英君

職務のための出席者

参議会事務局長	小林 元一
議会事務局主任兼庶務係長	杉本 亜季

議会事務局
庶務係主任 高橋優斗

説明のため出席した者

<内閣府>

内閣府原子力災害現地対策本部副本部長	師田晃彦君
内閣府原子力災害現地対策本部総括班長	黒田浩司君
内閣府原子力被災者生活支援チーム企画官	今泉亮君

<復興庁>

復興庁原子力災害復興補佐官参考事務官	守谷修君
復興庁原子力災害復興補佐官参考事務官	村瀬崇史君

<環境省 福島地方環境事務所>

環境省福島地方環境事務所所長	関谷毅史君
環境省福島地方環境事務所次長	成田浩司君
環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部部長	川口滋君
環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長	中村祥君
環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課専門官	丸之内美恵子君
環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部廃棄物対策課課長	香田慎也君

環境省福島地方
環境事務所環境
再生・廃棄物
対策部廃棄物対
策課廃棄物処理
施設運営管理室
室長

小 福 田 大 輔 君

環境省福島地方
環境事務所環境
再生・廃棄物
対策部廃棄物対
策課最終処分場
管 理 室 室 長

大 友 宏 君

環境省福島地方
環境事務所環境
再生・廃棄物
対策部仮置場
対 策 課 課 長

野 口 淳 一 郎 君

環境省福島地方
環境事務所環境
再生・廃棄物
対策部仮置場
対 策 課 専 門 官

太 田 勲 君

環境省福島地方
環境事務所中間
貯蔵部輸送課
課 長

片 山 義 治 君

環境省福島地方
環境事務所中間
貯蔵部輸送課
專 門 官

矢 吹 清 美 君

環境省福島地方
環境事務所
県中・県南支所
富岡分室支所長

井 原 和 彦 君

環境省福島地方
環境事務所
県中・県南支所
富岡分室専門官

飯 田 俊 也 君

環境省福島地方
環境事務所
県中・県南支所
富岡分室専門官

熊 本 洋 治 君

付議事件

1. 除染解体工事及び中間貯蔵施設への輸送並びに特定廃棄物埋立処分事業の状況について／特定復興再生拠点区域復興再生計画の変更について
2. 特定帰還居住区域に関する福島復興再生特別措置法の一部改正及び特定復興再生拠点区域外への帰還意向調査について
3. 富岡町国民健康保険税条例及び令和5年度の町税等の減免に関する条例の一部を改正する条例

について
その他

開 会 (午前10時00分)

○議長（高橋 実君） 皆さん、おはようございます。ただいまより富岡町議会全員協議会を開会いたします。

ただいまの出席議員は全員であります。説明のための出席者は、お手元に配付した名簿のとおり、内閣府原子力災害現地対策本部、師田副本部長をはじめ、環境省福島地方環境事務所、関谷所長及び各担当者の皆さん並びに町長、両副町長、教育長、そのほか関係課長であります。職務のための出席者は、議会事務局職員であります。

付議事件に入る前に、町長より全員協議会招集内容の説明とご挨拶をいただきたいと思います。

町長。

○町長（山本育男君） 皆さん、おはようございます。議員の皆様には足元の悪い中、またお忙しい中、全員協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の全員協議会の案件は、環境省及び企画課から、除染解体工事及び中間貯蔵施設への輸送並びに特定廃棄物埋立処分事業の状況について、特定復興再生拠点区域復興再生計画の変更について、復興庁及び内閣府から、特定帰還居住区域に関する福島復興再生特別措置法の一部改正及び特定復興再生拠点区域外への帰還意向調査についての2件について説明を受けるとともに、町からは6月定例会への提出を予定しております条例の一部改正案件の説明といたしまして、富岡町国民健康保険税条例及び令和5年度の町税等の減免に関する条例の一部を改正する条例についての1件であります。それぞの案件につきまして、詳しくは担当課長より説明させますが、環境省、復興庁及び内閣府からの説明案件も含め、本町の復興再生を進める上で重要な案件でありますので、議員の皆様の忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） ありがとうございました。

次に、内閣府の師田副本部長、次に環境省の関谷所長からそれぞれご挨拶をいただきたいと思います。

師田副本部長。

○内閣府原子力災害現地対策本部副本部長（師田晃彦君） 内閣府原子力災害現地対策本部、副本部長、師田でございます。

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故から12年以上経過しておりますけれども、いまだに避難生活が継続し、多大なるご不便をおかけしております。改めておわびを申し上げます。

さて、去る4月1日には富岡町の特定復興再生拠点区域の面的・点的・線的の部分の避難指示が解除されました。岸田内閣総理大臣、渡辺復興大臣、太田経済産業副大臣、現地対策本部長などの同席の下、満開の桜の下で、夜の森地区が復興の第一歩を踏み出されたこと、大変印象的でございました。国としましては、特定復興再生拠点区域の残る線拠点、点拠点部分の避難指示解除に向けて、引き続きしっかりと取

り組んでまいります。また、特定復興再生拠点区域外につきましては、一昨年の政府方針に基づきまして、今般の通常国会で福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律をご審議いただきまして、1週間前の6月2日に成立、本日6月9日に公布、施行がなされたところでございます。拠点外への避難指示解除に向けましても、町と連携してしっかりと取り組んでまいります。

本日は、今般改正された法律の概要に加えまして、特定復興再生拠点区域外への帰還意向調査の状況につきまして、復興庁及び内閣府からご説明をさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） ありがとうございました。

次に、環境省、関谷所長よりお願ひします。

関谷所長。

○環境省福島地方環境事務所所長（関谷毅史君） 皆さん、おはようございます。環境省福島地方環境事務所長の関谷でございます。

私どもからも、発災以来、引き続き皆様には大変なご不便をおかけしていることにつきまして、改めておわびを申し上げます。私ども環境省も、特定復興再生拠点事業、そして中間貯蔵事業、そして特定廃棄物の埋立事業、様々な環境再生の取組、これまで進めさせていただいております。これも富岡町の皆様方のご理解、ご協力あってのことございまして、その点に関しまして改めて御礼を申し上げます。

今般、特定復興再生拠点の面拠点部分の解除がなされたということでございまして、復興のスタートを切られたと考えてございますが、これで環境省は、当然ながらまだこの部分も含めてしまつたと仕事が残っておるという認識の下、改めてその残された仕事に取り組む覚悟、決意を申し上げたいと思います。また、残されました線拠点等につきましても、しっかりと私どもがやっております除染、解体をはじめとする仕事をさせていただくということで、その状況について今日はご説明いたしますので、どうぞ忌憚のないご意見をいただければと思ってございます。引き続き全力を尽くしてまいりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） ありがとうございました。

次に各自、名簿順に所属と名前のみの自己紹介をお願いします。内閣府、復興庁、環境省の順にお願いします。

先に黒田さん。

○内閣府原子力災害現地対策本部総括班長（黒田浩司君） 内閣府原子力災害現地対策本部、黒田でございます。本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 今泉さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム企画官（今泉 亮君） 内閣府原子力被災者生活支援チームの今泉でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 守谷さん。

○復興庁原子力災害復興班参事官補佐（守谷 修君） 復興庁原子力災害復興班参事官補佐の守谷です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 村瀬さん。

○復興庁原子力災害復興班参事官補佐（村瀬崇史君） 復興庁原子力災害復興班の村瀬でございます。本日よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 成田さん。

○環境省福島地方環境事務所次長（成田浩司君） 環境省福島地方環境事務所、次長の成田でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 川口さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部部長（川口 滋君） 環境省福島地方環境事務所、環境再生・廃棄物対策部の部長の川口と申します。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 中村さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） 環境省福島地方環境事務所、環境再生課長をしております中村でございます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 丸之内さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課専門官（丸之内美恵子君） 環境省福島地方環境事務所、環境再生課の丸之内と申します。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 香田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部廃棄物対策課課長（香田慎也君） 環境省福島地方環境事務所、廃棄物対策課長の香田でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 小福田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部廃棄物対策課廃棄物処理施設運営管理室室長（小福田大輔君） 環境省の廃棄物処理施設運営管理室長をしております小福田と申します。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 大友さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部廃棄物対策課最終処分場管理室室長（大友 宏君） 環境再生・廃棄物対策部廃棄物対策課最終処分場管理室、室長の大友です。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 野口さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部仮置場対策課課長（野口淳一郎君） 環境省福島地方環境事務所の仮置場対策課長をやってございます野口と申します。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 太田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部仮置場対策課専門官（太田 眞君） 環境省の仮置場対策課、専門官の太田でございます。今日はよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 片山さん。

○環境省福島地方環境事務所中間貯蔵部輸送課課長（片山義治君） 環境省福島地方環境事務所で中間貯蔵部輸送課長をしております片山と申します。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 矢吹さん。

○環境省福島地方環境事務所中間貯蔵部輸送課専門官（矢吹清美君） 福島地方環境事務所、中間貯蔵部輸送課の矢吹と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 井原さん。

○環境省福島地方環境事務所県中・県南支所富岡分室支所長（井原和彦君） 県中・県南支所長の井原でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 飯田さん。

○環境省福島地方環境事務所県中・県南支所富岡分室専門官（飯田俊也君） 環境省福島地方環境事務所、県中・県南支所富岡分室の飯田と申します。本日はよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 熊本さん。

○環境省福島地方環境事務所県中・県南支所富岡分室専門官（熊本洋治君） 環境省、県中・県南支所富岡分室の熊本です。本日はよろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） ありがとうございました。

それでは、付議事件に入ります。付議事件1、除染解体工事及び中間貯蔵施設への輸送並びに特定廃棄物埋立処分事業の状況について、特定復興再生拠点区域復興再生計画の変更についての説明をお願いします。説明は着席のままで結構です。

先に、環境省、資料1の環境再生課、中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ありがとうございます。環境省福島事務所環境再生課、中村でございます。お言葉を賜りましたので、着席でご説明させていただきます。

環境省から、資料1—1の関係を活用させていただきましてご説明させていただきます。資料1—1の関係で、資料3点ご用意してございます。右肩に資料1—1の（1）と書いておりますのが全体に関する資料でございまして、こちらを中心にご説明申し上げたいと思ってございます。あわせて、A3の資料といたしまして、資料1—1の（2）というもの、また資料1—1の（3）というもの、こちら恐らく左側ホチキス留めになっておるかと思いますが、お配りさせていただいてございまして、この3点でご説明申し上げるようにしたいと思ってございます。

初めに資料のご説明でございますが、1—1の（1）は今申し上げましたとおり全体の資料で、1

—1の（2）のA3の資料でございますが、こちら除染、解体及び仮置場の関係の工事の全体の工程をお示ししたものになってございます。また、資料1—1の（3）は、参考までの図としておつけしたものでございます。仮置場あるいは除染・解体線拠点、点拠点の外縁部分の状況について、除染の部分と仮置場の部分、一体で御覧いただけるように、どの場所がどうなっているというものをまとめてお示しした図として参考までにおつけしてございます。説明は、主に資料1—1の（1）及び1—1の（2）を活用して進めさせていただきたいと思ってございます。

それでは、資料1—1の（1）を1枚おめくりいただきまして、除染・解体工事の状況ということでご説明申し上げたいと思ってございます。資料行き来をしてしまって恐縮でございますが、まず初めに全体のスケジュールをご説明申し上げたいと思ってございますので、1—1の（2）を御覧いただけますでしょうか。現状の除染工事の状況でございますが、点・線拠点の外縁につきまして、昨年12月にご相談、ご説明申し上げましたところと同様に、現在の状況におきましても9月末までに未同意部分や着手できないところ、あるいはほかの事業との調整が必要な部分を除いておおむね着手可能なところは9月末までに完了していくというスケジュールで現在除染を進めさせていただいているところでございます。点・線拠点についても、特に線拠点部分は一部のところを除いておおむね除染完了してございますが、一部外縁除染と連携して除染が必要なところにつきましては、同様にきちんと進めていきたいと思っている次第でございます。

また、面拠点部分も含めた、あるいは線拠点のところにつきましても、当然引き続き状況を確認しながらフォローアップの除染、ホットスポット等あった場合にはきちんと行つていきたいということでございまして、こちらについては継続的に実施するという観点から、矢印をずっと引かせていただいているところでございます。

続きまして、1—1の（2）のその下、解体のところでございますが、解体につきましては、面拠点につきましては今年の4月1日に面拠点が解除になりましたことから、その翌年、来年の4月1日までを解体申請の期限ということでございまして、現在も申請を引き続き受け付けている状況でございます。申請があつて着手可能となったものにつきましては、迅速に工事を着手して完了していきたいと思ってございます。点・線拠点につきましても同様に引き続き申請をいただいている状況でございますが、既に指示出しているものは迅速に完了させますし、引き続き申請いただいたものについては順次迅速に着手の上、完了していきたいと思っているところでございます。

続きまして、資料1—1（1）の全体の状況の資料にお戻りいただきてもよろしいでしょうか。除染の状況といたしまして、まず右肩1ページでございます。1、（1）、点・線拠点外縁でございます。まず、解体工事でございますが、5月末時点で既に申請いただいている件数のうち、24件解体完了してございまして、今ほど申し上げましたとおり、引き続き解体を進めてまいります。また、除染でございますが、本年4月末時点という状況でございまして、その下、御覧いただければと思いますが、現時点で全体43.4ヘクタールのうち、およそ5%ほどの進捗となってございます。また、既にその上

で着手しているという点で申しますと、4月末時点でおよそ7.2ヘクタールということで、現時点で20%超の着手ができている状況にございます。なお、正確な数字ではちょっとまだ整理ができていないので、今4月末時点でこちらをお示してございますが、5月の時点におきましては、より進捗してございまして、除染では17%程度、またあるいは着手という観点で言えば3割といったところまで着手できている状況にございます。引き続き除染を適切に進めていきたいと思ってございます。なお、こちらには仮置場に関しては含まれてございませんので、念のため申し添えます。

続いて、1枚おめくりいただけますでしょうか。同じく除染の状況につきまして、面拠点の状況につきましても改めてご報告申し上げます。面拠点につきましても引き続き解体を進めてございまして、既に849件完了しております。除染につきましても、3月にご報告申し上げてからさらに2ヘクタールほど完了も進んでおりまして、進捗率も96%超となってございます。また、4月末時点で新たにそれに加えて2ヘクタールも着手してございまして、こうしたところを改めて進めていっている状況にございます。国道6号東側の大規模施設に関する除染の着手もその後4月から5月に経過する中で新たに増えておりますので、そういう点合わせますと、迅速にその先さらに進捗率も伸びると思っている状況にございます。引き続き、同意いただけていない、既に着手できるところについては迅速に着手していきたいと思っている次第でございますし、面拠点を既に解除いただいている中、フォローアップも含めて適切にきちんと、解除いただいたとしても除染を進めていきたい、あるいは対応していきたいと思ってございます。

続きまして、翌ページでございます。右肩3ページでございます。こちら同意の取得率になります。拠点の外縁につきましては、4月末現在で244名の対象の方のうち88%の方にご同意を既にいただいているところでございます。まだ同意いただけていない方のうち、特に連絡先が不明の方々に関しましては、拠点の際と同様、町の皆様にも共有してお力をお借りしながら現在連絡先を調査しております、連絡先判明次第、迅速に同意をいただくよう努力してまいります。また、そのほかご意向を確認している方ですとか、あるいは解体と連携している部分、方々等もございますが、そういう方々につきましても引き続きアプローチを続けてまいりたいと思ってございます。

続きまして、翌ページでございます。右肩4ページ、こちら面拠点の同意取得率でございます。こちらにつきましては、前回のご報告からさらに1名の方の同意増えてございまして、現在取得率98.5%に至っている状況でございます。こちらの面拠点部分の同意につきましても、まだ引き続き連絡先が把握できていない方につきましては、引き続き町の皆様の協力もいただきながら連携して連絡先を把握していきたいと思ってございます。また、まだ同意がいただけていない方につきましても、環境省でもアプローチを続けたいと思ってございますし、また町の皆様のお力もお借りできれば正在していける次第でございます。

続きまして、線拠点と点拠点の空間線量率の状況でございます。1枚おめくりいただきまして、右肩6ページ御覧いただけますでしょうか。こちら線拠点の空間線量率の状況でございます。線拠点に

つきましては、現在外縁の除染を進めているという段階でございますので、こちらお示ししております図でございますけれども、まだ除染がなされる前の状況になってございまして、昨年の夏の状況としてお示ししている次第でございます。その後、先ほども申し上げましたが、一部を除いて線拠点の道路の除染を進めて一旦完了してございますし、現在外縁の除染を進めているという状況にございます。そうしたところが進めていく中で、改めて線量の測定をして、その結果につきましてもご報告を申し上げたいと思ってございます。

続きまして、翌ページでございます。右肩7ページでございます。こちら点拠点のうち、墓地の関係、それから小良ヶ浜長浜浄化センターの線量状況にございます。これらにつきましては、測定は昨年夏の状況でございまして、それぞれの拠点そのものは除染を過去に進めておったところでございますが、まだ外縁の除染が実施されていない段階ということでございます。先ほど申し上げましたとおり、点拠点の周辺につきましてもきちんと外縁の除染を進めまして、その上で線量も改めて測定の上ご判断いただけるよう進めてまいりたいと思ってございます。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、右肩8ページでございます。こちら点拠点のうち、小良ヶ浜、そして深谷の集会所の線量状況にございます。これらの集会所につきましては、いずれも解体を町でご検討いただいていると伺ってもございます。そして、解体の申請いただければ解体も進めていきたいと思ってございますし、また解体の状況も踏まえながら除染もどのようにやっていくか、スケジュールも併せ、町の皆様とも調整、相談していきたいと思ってございます。

最後に、翌、右肩9ページでございますが、こちら従前よりおつけしております拠点の面拠点、あるいは外縁の位置図につきまして、念のため改めて概念を含め、おつけしているところでございます。より具体的な部分は、先ほどお配りいたしました1—1の(3)で、より御覧いただけるかと思ってございます。

除染・解体部分に関する説明は以上になります。

○議長（高橋 実君） ありがとうございました。

議員の皆さんにお諮りします。ここに書いてあるように資料1、資料2、環境再生課の1ページから9ページまで、ページを追って先にやりますか、まとめてやりますか。

〔「まとめたらいいんじゃないですか」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） まとめて大丈夫。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） では、続いて資料3の輸送課の片山課長の説明をお願いします。

片山さん。

○環境省福島地方環境事務所中間貯蔵部輸送課課長（片山義治君） 環境省で輸送課長をしております。片山と申します。よろしくお願ひいたします。着座にて説明させていただきます。

資料11ページを御覧ください。私ども輸送課では、復興再生拠点地区等で発生しました除去土壤を、

仮置場から中間貯蔵施設への運搬を担当しているところでございます。その運搬につきまして、説明をさせていただきます。今年度も昨年度に引き続きまして安全を第一に、土壌を仮置場から中間貯蔵施設へ運搬を進めてまいりたいと考えております。11ページの下の箱のほうですけれども、令和5年度、今年度の4月、5月の運搬実績について説明をさせていただきたいと思いますけれども、福島県全体としまして、仮置場から中間貯蔵施設へ運搬したものが約3万m³ほど実績として上げております。富岡町の実績としましては、下の黄色の箱の中ですけれども、今年度、令和5年度は約1万m³を運搬する予定ということにしておりますけれども、まだ契約しまして段取り、準備の段階で、輸送時期については現在検討をしているところでございまして、今日におきましてはいつ頃だということは、申し訳ございませんけれども、お示しできないという状況でございます。

次の12ページを御覧ください。輸送ルートについてでございます。地図の真ん中右側にあります深谷国有林の仮置場、ここに除去土壌を置かせていただいておりますけれども、ここから荷物を載せた車が、北のほう、図面でいうと上のほう、緑の実線で示させておりますけれども、中間貯蔵施設へ運搬するというルートになっております。そこで荷物を下ろして、今度空車は、破線で示させていただいておりますけれども、昨年度と同様、国道6号を南下しまして、深谷国有林仮置場に戻るというルートを取らせていただこうと考えております。

輸送についての説明は以上となります。

○議長（高橋 実君） ありがとうございました。

資料4、仮置場対策課、野口課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部仮置場対策課課長（野口淳一郎君） 仮置場対策課長、野口でございます。着座にてご説明いたします。

同様の資料の14ページを御覧ください。仮置場の原状回復、また返地計画についてということでございます。右側の地図でいうところの青い丸で印をつけている着色している部分、こちらにつきまして令和5年度は主に農地としての原状回复工事、それから地権者への返地、これを行ってまいります。原状回復後の空間線量率の平均値は、富岡町内における拠点区域の農地除染の実績程度となる見込みでございます。現状、令和4年度に発注した工事、今走ってございますけれども、これに加えて令和5年度の工事、発注して、これから契約、施工開始となりますけれども、これは2つの工事を切れ目なく実施する予定としてございます。また、線拠点に隣接する除染仮置場については、当面仮置場として利用してまいりますけれども、令和5年度は小良ヶ浜地区の仮置場内のフレコンに保管された遮蔽土について、ストックヤードに運搬、破袋、整形、そういうことをやってまいりたいと思います。

私からの説明は以上になります。

○議長（高橋 実君） ありがとうございました。

資料5、廃棄物対策課、小福田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部廃棄物対策課廃棄物処理施設運営管理室室長

(小福田大輔君) 環境省の小福田です。私からは、特定廃棄物の埋立処分事業の状況等についてご説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

まず、16ページを御覧いただければと思います。16ページ、こちらでは輸送、埋立ての実績についてご説明いたします。こちらの表では埋立処分場における埋立実績を示しております。こちらは5月末時点での数字となっておりまして、今年度は既に7,719袋、累計で27万7,095袋を搬入してございます。下側には、上空から撮影した写真を掲載しているところでございます。

続きまして、17ページを御覧ください。こちらは、埋立実績と埋立計画についてご説明いたします。特定廃棄物等の埋立ては約30万袋を計画してございまして、令和4年度末時点では既に90%の埋立てが完了してございまして、先ほどのページでご説明した5月末時点での実績で申し上げますと、進捗率は約92%となっているところでございます。また、特定廃棄物の埋立完了後も、双葉郡8町村の生活ごみについては引き続き4年間埋立てをさせていただければと考えているところでございます。なお、先日、大熊町にございますクリーンセンターふたばが再開したところでございますけれども、あちらはこちらの埋立処分場とは入れる対象物が異なりますので、こちらの計画には影響がないということを念のため申し添えさせていただければと思います。

次、18ページにお進みください。環境モニタリングの結果についてご説明いたします。モニタリングの計測箇所については、右の図に示しておりますとおり、処分場及び河川を含む周辺箇所となってございます。モニタリング調査実績につきましては、敷地境界における空間線量率を左下、アに示しております。全体的には右肩下がりに線量率が低下しているということがうかがえるかと思います。また、施設下流域の河川水中のセシウム134、137の放射能濃度につきましては、イに示しておりますけれども、埋立開始前の平成29年7月からこれまで、計22回測定を実施してございますが、これまで検出下限値未満であることを確認しております。また、放流水の重金属等の濃度に関しましても、埋立開始以降、法令で定める基準値を下回っているところでございます。

続きまして、19ページにお進みください。こちらでは、令和5年度の輸送についてご説明いたします。今年度は、特定廃棄物の輸送に関しましては約2万6,000袋を予定しているところでございます。このうち輸送車両が集中する6号線における輸送台数につきましては、これまで同様、最大で1日当たり約65台程度を予定しているところでございます。対して富岡町内からの仮置場からの廃棄物の搬出につきましては、約1,000袋を予定しているところでございます。双葉郡8町村の生活ごみにつきましては、全体で約1,000袋程度輸送する予定でございます。搬出場所から処分場までのルートにつきましては、右の図にお示ししているとおりでございます。

最後、20ページでございます。少し話題が変わりまして、リップルンふくしま、広報関係のトピックスでございます。特定廃棄物埋立情報館リップルンふくしまへの来館者数につきましては、5月末現在で7万1,585人となっているところでございます。また、イベント結果のご紹介でございまして、4月8日、9日に開催されました富岡町桜まつり2023で桜のペーパーウエートに絵付け体験をしていた

だきました写真を掲載しているところでございます。右の写真は、ゴールデンウイークリベントを5月3日から7日の間、5日間開催していただいたときのものでございます。期間中は約360名の方にご来館いただいたところでございます。左下の写真でございますけれども、これ4月11日に富岡小学校の4年生の児童の方、約10名にご来館いただきました。今年度も昨年度と同様、年4回、自然観察でご来館いただく予定となっているところでございます。また、右下の写真でございますけれども、こちら5月13日に圃場整備ボランティアに参加したときの写真でございます。今後も環境省といたしましては、引き続き地域に根差した様々な活動を行ってまいりたいと考えているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○議長（高橋 実君） ありがとうございます。

次に、町企画課、説明よろしくお願ひします。

企画課長。

○企画課長（杉本 良君） 着座にて説明させていただきます。

ただいま環境省から点・線拠点外縁における除染と解体作業についての説明をいただきましたが、これに伴いまして、町から特定復興再生拠点区域復興再生計画の変更について説明させていただきます。全員協議会資料1—2となります。資料を御覧になりながら、よろしくお願ひいたします。

環境省による除染作業につきましては、富岡町特定復興再生拠点区域復興再生計画に定められた範囲と期間に基づいて行われているものであります。本計画の施行期間が本年5月31日までであったため、当該期間が終了いたしますと拠点区域内での除染作業そのものが実施できなくなることから、切れ目なく作業を進めるため、その計画期間について、国への報告のみで可能な軽微な変更として対応できる最長の6か月を延長し、計画期間を11月末までといたしました。別添資料1—2のとおり、5月19日付で復興庁に対しまして期間延長の報告を行っております。ご確認ください。

なお、町といたしましては、計画期間の延長と避難指示の解除時期は同じとは捉えておりませんので、今後、除染、解体事業の進捗や空間線量率の推移を注視しながら、議員の皆様と隨時協議をさせていただきたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

説明は以上です。

○議長（高橋 実君） ありがとうございます。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 確認させてください。ちょっと私も頭から抜けていたのですが、小良ヶ浜の旧墓地、まだ全然手つかず状態なのかなと思うのです。あそこにも何件か墓地があるのです。その辺はいつ頃からお考えなのか。あと、線量に関しては新墓地の線量とそんなに変わらない。最小値が0.78マイクロシーベルト、旧墓地が最小値1.14マイクロシーベルト、この辺がちょっと違うくらいで、やっぱり除染すればかなり下がるのかなと思うのですが、その辺お聞かせください。

あと、外縁除染ですか、外縁の範囲で道路から20メートルで全体をやっていくと思うのですが、これ小良ヶ浜野上線を抜けていくのかなと思うのですが、大熊町の分も入ってきますので、当然小良ヶ浜の外縁除染をして、小良ヶ浜野上線を解除しても、大熊町の分が解除できないと6号線に抜けていけないと。大熊町の小良ヶ浜野上線はどの程度の進捗なのか、富岡町に合わせて解除できるような見込みがあるのかどうか。

あと、今の町執行部からの説明で、5月31日を11月30日まで工期延長しましたよということで、解除ありきではなくて進捗状況でその辺は考えていくという説明ありましたが、延びるのであれば延びてもいいという回答になるのかな。どうしても先行除染を進めていきたいという考えは、町としてはないのですか。

その3点お聞かせください。

○議長（高橋 実君） まず1番目、2番目は中村課長、3番目のやつは企画課長、順に答弁お願いします。

中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） よろしくお願ひいたします。

ご指摘ありがとうございます。まず最初、小良ヶ浜の旧共同墓地の部分について、いつ頃の周辺の外縁の含めた除染がなされるのかというご質問だったかと思ってございます。外縁について、全体としては6月頃の除染の開始を想定しておりますけれども、一部ほかの事業との調整が必要な部分につきましては、引き続き調整がついたところからやっていくという状況になってございまして、それについても現在令和4年度工事が工期ベースで11月末、そうすると作業でいうと9月末まで行われている、そういう工事ございまして、同様に令和5年度のいわゆるその6工事と言われる工事については、既に発注はされていて、会計手続がされている状態でございまして、こうした両工事、特に令和5年度のその5工事で実施できない部分があったとしても、その6工事で実施していくということで、全体としてきちんと進めたいと思っている次第でございます。

また、除染すれば線量が下がるのではないかというご指摘ございました。私どもも、おっしゃるとおりで、外縁の部分がきちんと除染されれば、線量下がっていくのではないかと、そのように考えている次第でございます。

環境省へのご質問の回答としては以上でございます。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（杉本 良君） 3点目の工期の延長と解除時期の延長の件ですが、私の説明が足らずで申し訳ございません。延長はしましても、工期の延長であって、解除時期につきましては皆様と一日も早い解除に向けて隨時協議を進めさせていただきたいという意味でございました。11月末までとは捉えておりませんので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） 申し訳ございません。一部答弁ができていなかった点ございまして。

小良ヶ浜野上線からつながっていくところで、大熊町側の状況についてもご質問あったかと思ってございます。大熊町側の大熊町に入ったところについてのご質問だといたしますと、大熊町側につながった先は、恐らく線拠点に今なっていない部分もございまして、その辺りは内閣府とご相談しながら、状況をご説明したいと思ってございます。富岡町の大熊町につながっていく側につきましては、先ほど私がお答えしたような形で除染を進めていきたいと思ってございます。

○議長（高橋 実君） 黒田さん。

○内閣府原子力災害現地対策本部総括班長（黒田浩司君） ご質問の旧小良ヶ浜共同墓地から北側へ抜ける大熊町側のところにつきましては、大熊町側の特定復興再生拠点計画、そこの線拠点には該当しております。先ほど冒頭で師田から話がありまして、次の議題にもなりますけれども、現在、帰還意向を踏まえた拠点外の制度設計を行っているところであります。大熊町側の皆さんで帰還をご希望される場合には、アクセス道路としてそこは対象となる可能性がございます。時期的には、当然今回の拠点解除とは遅れることになりますけれども、帰還意向の状況とかを踏まえながら、今回の大熊町側につながる道路について、特定帰還居住区域、新しい制度の解除対象となるかどうかについては、大熊町ともよく相談させていただき、今後そういう議論がされていくという形になります。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 旧墓地に関しては、私も自分の墓地もあるのですけれども、ついつい別なほうに取りあえず新しい墓地だけ造ったつくれたものですから、うっかりしていたのですけれども、ここ一回もまだ除染やってもらっていないのです。私も実際骨が埋まっているところには墓参りに行けないような状態で、他の人もそういう状況が起きているのかなと思ったものですから、できるだけ早めにやっていただきたいとお願いしておきます。

あと、小良ヶ浜野上線に関しては、富岡町分だけやって解除しようとしても、通り抜けできない道路では解除する意味がないのです。実際、富岡町から大熊町に抜けて6号線に抜けられるようになれば、かなり利便性もよくなるのかなと思うのですが。今説明で、大熊町の帰還意欲ということが出来ましたが、あの地区ほとんどが、国で購入した土地なのかなと思うのです。そうなってくると、帰還意欲も何もないと思うのですが、帰還意欲がある程度なければ、それはかなわないという説明に受け止めましたが、その辺お願いします。

○議長（高橋 実君） 黒田さん。

○内閣府原子力災害現地対策本部総括班長（黒田浩司君） 失礼しました。もう少し丁寧にご説明をさせていただきます。

このアクセス道路につきましては、必ずしもこの近くの方だけではなくて、そこを利用される方のアクセスになります。例えば、今後の議論ではございますが、近くに、町境がある場合には、居住されている方が例えば富岡町の方であり、アクセス道路として隣の町の大熊町につながる道路を使うという場合でも、それはアクセス道路としてみなすということは当然可能だと思っています。また、この大熊町側のところの居住の方の状況につきましても、さらに国道6号につながる先のところの住宅確保もございます。そういう形を含めて総合的に考えていく必要があろうと思っていますので、今のご指摘のような形、今この段階では、まだ、制度設計をこれから進めていくところでございますけれども、国会の場でもできるだけ住民の方の利便性とか、あるいは安全安心につながるような生活圏を取られるようというご指摘もいただいておりますので、しっかりそこは検討していきたいと考えております。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 分かりました。当然生活道にもなっていますし、小良ヶ浜、深谷の点拠点とか線拠点が仕上がってくれば、大熊町に抜けていくのが、北に行く人は一番利便性がいいわけですから、その点を十分考慮してもらって、もう当初からそれは絶対つながなくてはならないよという考え方で進んでいただきたいと思います。

○議長（高橋 実君） 黒田さん。

○内閣府原子力災害現地対策本部総括班長（黒田浩司君） しっかりと検討させていただきます。墓地、集会所も、この後説明を復興庁からさせていただきますが、そこも対象として入っており、そこへのアクセスも含めて検討するということで、しっかり考えていきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（高橋 実君） ありがとうございます。

その5工事であってもその6工事であっても、墓地関係のやつは早急に対応してくれるようお願いしておきます。

中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） 渡辺議員、そして議長も、ご指摘ありがとうございました。いわゆる墓地そのものと申しますと、過去拠点工事より少しさらに前になっているところもございますが、墓地除染として、旧小良ヶ浜共同墓地は、多分除染自体は一旦させていただいているところございます。ただ、ご指摘のとおりでして、外縁がすぐそばにあったりとか、そういう意味で外縁の除染はまだできていないところもございますので、線量がきちんと下がっていくように、できるだけ早急に除染を進めていきたいと思ってございます。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 除染解体工事の質問なのですけれども、未同意という方が何名かまだいらっしゃる

しゃって、この未同意の原因。例えば未登記で所有者がはっきりしないとか、あとはもう死亡して、いなかつたり、なかなか環境省とはいえ、勝手に解体したり除染したりできないので、そういうもうどうしようもないなというような事案もあるのかどうか。

2点目が、ずっと後ろのほうの特定廃棄物の埋立処分事業の質問なのだけれども、特定廃棄物は10万ベクレル以下と解釈しているのですけれども、大熊町のクリーンセンターふたば、これも10万ベクレル以下で最近受入れ態勢入ったのだけれども、10万ベクレルを超えているもの、どこで処理しているのか、それを教えてください。

あと3点目が、先ほど企画課長が言った5月30日までを11月末まで延長したという件なのですけれども、これは工事期間の延長で、解除の延長ではないということの説明なのですけれども、解除なのでしょうか、それとも県道とか主要道路を通行してもいいという規制緩和なのでしょうか。正式な解除というのは、白地地区はちょっと難しいのかなと思うのだけれども、外縁除染やったところを一発で解除してしまうのか。私は道路を通ってもいいよという規制緩和のかなと思うのですが、その辺の言葉のあやになってしまいますが、以前も同じような質問させてもらったのですけれども、本来であれば、外縁除染終わって更地になったところから、資材置場だったり、事務所だったり、宿泊を伴わない形で、もう利活用できるようになればいいのかなと思うのですが、その辺の国の考えを教えてください。

○議長（高橋 実君） まず1番目、中村課長、2番目、片山課長、3番目、企画課長の順で答弁お願いします。

中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ご指摘ありがとうございます。まさにおっしゃるとおりでございまして、同意がいただけていない中で、連絡先不明とさせていただいている方の中には、例えば登記の情報からたどっても、たどり着かないといったケースがございます。そういういたケースについては、おっしゃるとおりなかなかたどるのが難しいのですけれども、例えば町の中で所有者の方をご存じでお見かけしたことがあるとか、あるいはほかの流れで判明するとか、そういういたところ、1つ1つのつながりを何とかたどってたどり着けばと思っている次第でございます。ただ、実質上、なかなか把握が難しくなっている方々も確かに含まれているという状況でございます。

○議長（高橋 実君） 小福田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部廃棄物対策課廃棄物処理施設運営管理室室長（小福田大輔君） 質問ありがとうございます。10万ベクレルを超える廃棄物がどうなっているのかというご質問でございますけれども、こちらは中間貯蔵施設で今保管しているというような状況でございます。したがいまして、こちらの特定廃棄物の埋立処分場であるとかクリーンセンターふたばに搬入するというものではございません。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（杉本 良君） ご質問ありがとうございます。避難指示解除なのか、規制緩和なのかという点でございますが、こちら線拠点、点拠点と言われているものは、道路と墓地、それから集会所ということで、一般の方がお住まいになることができないところ、あるいは利活用できないところという場所でもありますし、特定復興再生拠点ということで位置づけられておりますので、拠点解除ということで捉えていただければと思います。ただ、実際のところ、議員おっしゃったように通過交通が可能になるということで、規制緩和と同じようなことになりますが、避難指示の解除で捉えてください。お願いをいたします。

以上です。

○議長（高橋 実君） 高野副町長。

○副町長（高野 剛君） ただいまの答弁に補足でございます。

宅地部分も外縁除染を実施しているところですけれども、この外縁除染の目的としましては、拠点となる道路の線量を下げるという目的で実施しておりますので、この拠点の解除ということになった場合、解除されるのは道路のみというところになりまして、外縁除染を実施した宅地については、そこについては解除される対象ではないというところになります。ここについては、生活圏全体の除染も実施した後ということで、住むことができるという状態になるのはもう少し後と考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 1番目の、未登記なんかでなかなか所有者がつかめないと。そういった場合に、納税者もいない、所有者もつかめない、そういう宙に浮いた場合は何らかの方法があるのかどうか、その考えを教えてもらいたいです。

あと2番目の、中間貯蔵に持っていく、それ理解しました。

あと、3点目の、この線と点は墓地、道路、集会所と、それは規制緩和ではなくて解除だよと、それも理解しました。その中で、外縁除染というのは住宅地、事務所、いろんなところが今解体除染やっていますけれども、住むことはできなくても、外縁除染が終了して、例えば道路が解除になれば、外縁除染を行ったところは、もう住むことはできなくても、資材置場だったり、倉庫だったり、そういうものに使うことはできないのかどうか。その辺はどのように国も考えているのか。もう道路が通れて自分のところに行けるのだけれども、白地地区が全部が解除にならないと、そこは使ってはいけないのか、その辺の考え方を教えてください。

○議長（高橋 実君） 黒田さん。

○内閣府原子力災害現地対策本部総括班長（黒田浩司君） ご質問ありがとうございます。いわゆる帰還困難区域におきましても、地権者の方、あるいは事情をお伺いしながら、どういった形でご利用されるかということは過去のいろんな例がございます。放射線の被曝の管理上、居住とか、そういう

たことは制限させていただいているだけでも、例えば資材置場とかそういったことで個別にご相談いただきながら、可能となる形を取ったケースもございますので、それは状況に応じて町を通じてお話しいただければ、そこはケース・バイ・ケースでご対応いただける可能性もあります。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） 議員、ご質問ありがとうございます。1点目の追加のご質問についてご回答申し上げます。

ご指摘のとおり、課税の情報を個人情報で許される範囲で町からご提供いただけた場合にあっては、そういったところから実際たどっているケースもございます。一方で、課税のほうでたどっても、連絡先不明という方はやはりおられまして、そういった方については現状諦めることなくそのほかの手段を模索しているというのが実情でございます。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 黒田さんの回答で、ちょっと曖昧というか、町と相談させてもらってということなのですけれども、ちょうど今の外縁除染やっている富岡の小良ヶ浜、深谷地区は、これから例えば第2産業団地だったり、あと福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所の廃炉のちょうど中間点だったり、国道に比較的近いので交通の便がよかったです。住むことを許可できないというのは理解できます。ただ、廃炉作業だったり、そういうことで事務所とか倉庫とか資材置場とか、これは駄目だという言葉が今出なかったのだけれども、相談してということで。であれば、例えば町と相談して、オーケーが出る可能性もあると捉えていいのですか、その辺もう一回お願ひします。

○議長（高橋 実君） 黒田さん。

○内閣府原子力災害現地対策本部総括班長（黒田浩司君） ありがとうございます。そのとおりと理解していただいて結構でございます。被曝管理の観点からということで、一応確認をするケースございます。ご利用の仕方とか、いろんな形で、場合によっては手続の必要を伴うものもございます。いずれしても線量の低い状況、場所とかにつきまして、その可能性は高くなるということでご理解いただければと思います。

○議長（高橋 実君） ちなみに、町との協議ということだったのだけれども、町の場合は生活環境課が窓口になるの、企画課がなるの、どこがなるの。

企画課長。

○企画課長（杉本 良君） 町のほうでは、窓口としてはまず住民課で受けていただくことになるとは思いますが、全庁的に捉えて判断をさせていただきたいと思います。

○議長（高橋 実君） そこはっきりしておかないと、後困るから、住民課なら住民課、生活環境課なら生活環境課、どこならどこ、そこら辺ちゃんと、担当副町長、竹原副町長のほうで調整してください。

竹原副町長。

○副町長（竹原信也君） ご指導ありがとうございます。今企画課長からありましたように、今まで困難区域等々、先行して復興に必要な企業というのは、黒田総括班長からありましたように、一定の手続の下に利用することができたこととなっております。そちらのときにおいても、窓口としては住民課を窓口としておりますので、そちらを1本に絞って、あとは各課を通じて確認していきたいと思っています。最終的には国のご判断をいただくことになります。窓口は住民課ということで進めていきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） まず最初に、面拠点のところなのですけれども、4ページです。この面拠点のところで、解体の申請は来年の4月1日までということでお話があったのですけれども、実際にまだ人は少ないのですけれども、住み出している人が、集中的ではなくて、いろんなところにいるのは多分ある程度把握していると思うのですけれども、その周りに、解体するのかしないのかも分からぬですけれども、明らかに除染もしていない部分が周辺に残っているのですけれども、そこがまだ全くの未同意なのか、拒否なのか、予定があるのか、都合で遅れているのか、そういうのが全然住んでいる人が把握できないのです。なので、不安があるといえば不安がある、不安がないといえば不安がない、微妙な言い回しで申し訳ないのですけれども。やはり自分の住んでいるところの周りがどういう方向でいくのかだけでも、情報を出せる範囲と出せない範囲があると思うのですけれども、その辺はきっちりとしていただけると、解除になった特定復興再生拠点区域の中で住んでいる人にとってはありがたいと思うのですけれども。それが1点。

それと、今の7番議員との話にちょっと関連するのですけれども、特定復興再生拠点区域のところも、夜ノ森駅を解除するために道路だけ避難指示解除を先行したのですけれども、当然外縁除染をすると、住宅にしても農地にしても何でもそうなのですけれども、そこは早い段階で除染がされる。実際に除染がされると、その次の年とかに草木がどんどん、どんどん生えてくるのですけれども、それも自由に立入りできない状態で雑草の管理をしなければいけないのが非常に大変なのです。自由な時間に行けない。そういうものがあるので、今7番議員言われたように、使うことを逆に推奨してもらえると、やっぱり使用していればそれだけ管理もできるので。未使用のまま置いておくから管理ができないわけで、少しでもやっぱりそういう負担を減らす。

それと、夜の森地区の道路のときよりも、小良ヶ浜地区のほうが木とかが周辺に多いので、より一層草とかが生えてくる面積も大きいと思うのです。それを今後、道路を解除するために外縁除染した、でも外縁除染してもらった人が何年も長く宅地なりの管理をしなければいけないということに対して、前回の反省も踏まえて、どういう対処をしていくのかということを含めてお願ひします。

それからもう一つ、輸送なのですけれども、12ページのところの輸送のルートのところで、誘導員の配置場所というのがあるのですけれども、空の状態で深谷地区の仮置場に行く、スポーツセンター

のところから曲がって、南側をずっと通って上がっていくところなのですけれども、ここって道路が狭いこともあったので、途中途中に誘導員を配置してもらっていたのですけれども、今いなくなっています。相変わらず大きなダンプは通っているのですけれども、その辺はなぜ。非常に狭い道路なので、大型のダンプが入ってくると、一般の住民は逆側から入ってくる、住民は一方通行ではないので、普通に通ります。そのときに、非常に何か不安があるのですけれども、その辺に関してどういう経緯でその誘導員がなくなったのかお聞かせください。

以上、お願いします。

○議長（高橋 実君） 中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ご質問ありがとうございます。ご指摘もあります。私は、1点目の、住んでおられる方が、既に解除した中でまだ除染がされていない、あるいは解体がされていないところについて、どうしてそういうているのかが把握できなくて不安に思われる場合もあるというところについて。

例えばどこが除染できているですか、そういったところについては、町の生活環境課とは随時情報を共有しながら、一方では、おっしゃるとおり、場合によっては個人情報の関係もあって、何をどういう形でお示しするか難しいところもございます。一方で、今ご指摘いただいた、その地域の住民の方が不安に思われるということもございましたし、どういう形でお示しすればそういった不安も解消できるのかというところ、町の皆様とぜひ相談していきたいと思いますので、ご指導賜ればと思ってございます。

○議長（高橋 実君） 矢吹さん。

○環境省福島地方環境事務所中間貯蔵部輸送課専門官（矢吹清美君） ありがとうございます。着座にてご説明させていただきます。

議員がおっしゃっていること、県道391号線、楢葉町の子安橋のほうから上がってくる道路かと思われますけれども、今現在、中間輸送車両については、説明、うちの課長からありましたとおり、通行しておりません。今現在は、廃棄物、また除染、解体等の車両が通行しているというところもありまして、昨年あたりから中間貯蔵の輸送車両のピークが終わったというところもあって、いろいろと調整をしてしまって、ここ、今ガードマンはつけておりません。これから7月ぐらいに調整会議というのを行って、輸送課、除染・解体チーム、それと廃棄物対策課等と調整をして、誘導員の配置箇所について確認をすることになります。したがって、議員がおっしゃっているこの場所につきましては、今後調整をして、できるのであればというところで検討という状況になってございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（杉本 良君） 解除済区域、線拠点の外縁につきまして、その草木の管理なのですが、まだその部分につきましては避難指示が解除されておりません。国の方で何か使えるメニューがな

いか、町でも協議をしながら、前向きに検討させていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） まず、住んでいる人の周りのものなのですけれども、これは壊す、壊さないは個人情報に入らない。さっき個人情報のこととこちら側としては言ったのですけれども、基本的に個人情報には入らないと思うのです。その人がどうのこうのではなくて、土地と建物がどうかということなので。除染が1回されているか、されていないか、ある程度分かるような状況なのですけれども、やはり今まで以上に自分の家から見える範囲が広くなっていて、思ったより近くに家が見えるので、そういうところが除染されないでいるのは、最終的にどうなるのかなと。これから特定復興再生拠点区域のところに住む人を増やしていくためにも必要になってくることなので、ぜひともそれは町と相談ということであれば、町のほうできちっと、住んでいる人に対して何らかの説明をするなりはしていただきたいと思いますので、それができるのかどうか、お願いします。

それから、輸送なのですけれども、今最初に通っていませんなんていいうような話があったのですけれども、12ページの輸送ルートであろうが、19ページの輸送ルートであろうが、ちゃんとここを通りますという点線で入っているわけで、通っているわけですよね。なぜなくしたのかという話です。ただ単に台数が減ったから、問題なくなるという判断をしたのだったらば、今度の会議で考えますではなくて、なぜ台数が減ったら大丈夫だという判断をしたのか、もう一回きちとお答えください。そちらだけでいいです。

○議長（高橋 実君） 矢吹さん。

○環境省福島地方環境事務所中間貯蔵部輸送課専門官（矢吹清美君） ご指摘ありがとうございます。ここ、以前はしっかりガードマンを3名ほど、この動線につけておりました。ご指摘の件ですけれども、中間貯蔵の輸送では走っておりません。輸送課は緑のゼッケンをつけて、10トンダンプが走っており、深谷国有林から1万袋というところでございます。中間貯蔵の輸送車両については通行しておりません。したがって、時期はまだお示しできませんが、夏以降になるか、秋頃になるか分かりませんが、その時期を見計らってということで、7月に打合せを持って、それぞれに適材適所、誘導員の配置箇所を決めるという状況にしておりますので、何とぞご理解いただければと思ってございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 関谷所長。

○環境省福島地方環境事務所所長（関谷毅史君） 少し言葉足らずがございましたので、補足をさせていただきます。

まず、ここの輸送については、中間貯蔵で使う部分と、それから議員ご指摘のとおり、その他に廃棄物等で使う部分とございます。今矢吹から申し上げましたのは中間貯蔵に関しての輸送の部分でございますけれども、先ほど資料説明でもございましたが、今年度、今この瞬間、令和5年度でござい

ますが、この今現時点では令和5年度の中間貯蔵への輸送はまだ行われていないということを申し上げたところでございます。その中で、今後、中間貯蔵の輸送を今年度も行ってまいりますので、それも踏まえつつ、その他の輸送もあることから、今後行う調整の中で、誘導員の配置についてもきちんと検討していくということを申し上げたということでございます。

何よりも地域の皆様方にご不安を与えることのないように、安全第一でやるというのが我々の大方針でございますので、その観点から検討させていただきたいと思ってございます。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（遠藤博生君） 情報提供の点についてお答えいたします。

環境省からも先ほどお話ありましたが、住民の安全、安心という、住んでいる方の安全、安心という点に関しましては、必要な情報についてしっかりと提供していくように協議をしてまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 今の最後の課長の話なのですけれども、それは町側から積極的に情報提供するということですか、それとも住民側が役場に聞きに行かなければ情報提供しないということでしょうか。それだけお願ひします。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（遠藤博生君） 町から積極的に出すのがいいかどうかというのは、私、今の段階で確認をしておりませんので、状況確認をいたしまして、必要な情報については提供できるように準備を整えていきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 関谷所長、私から一言。

今、小良ヶ浜、深谷地区の県道であっても、町道であっても、農道であっても、大型ないし4トンないし2トンの車が通行している中で、交差のできないところで交差できるように鉄板を敷いて拡幅を取っているところあるわけだから、そのところは全体的に見直して、1台通っても100台通ってもガードマンを置いておいたほうがいいと思えばそのようにしてください。

所長。

○環境省福島地方環境事務所所長（関谷毅史君） 議長、ありがとうございます。今ご指摘あったように、この地区の道路の状況ございますので、そこを十分勘案して、遗漏のないように対応してまいります。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） 私からは、資料1-1の(2)、点・線、外縁除染についてなのですけれども、もう既に解除された区域も入ってくるかとは思うのですが、ぜひ早い段階で点・線拠点解除でき

るよう進めていただきたいところなのですが、やはりしっかりと除染をしていただきたいというところもありますし、点・線拠点が解除になれば、外縁とかは解除にならなくても、町民の方、そこに住んでいる方というのはすごく行きやすくなるのかなと思います。その中で、フォローアップ、これは毎回伺わせていただいているところなのですけれども、やはりもともと線量の高かったところで、フォローアップというのは今後も出てくると思うのですが、フォローアップをするに対して、ホットスポット等があったら連絡くださいということがあります、このホットスポットの数値的な基準とかというのはあるのでしょうか、教えてください。

○議長（高橋 実君） 中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ご質問、ご指摘ありがとうございます。まず、ご指摘のとおり、できるだけ早く点・線拠点を解除とご判断いただけるように、一方で安全な形で当然着実に、そして迅速に点・線拠点の除染及び外縁の除染を進めていきたいと思ってございます。その中で、当然線量が高いということはもちろんないようにいたしますが、もしそういったことがあれば、フォローアップのほうでも除染していきたいというように考えてございます。

現状、ホットスポット、例えば線量これくらいであればホットスポットだといったような基準はなかなかお示しできない状態でございまして、周辺の状況ですとか周辺に比べてどうかといったところを見ながら1つ1つ個別にご相談させていただければと思っている次第でございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。なかなか基準をつくるのは難しいのかと思うのですが、相談する、連絡を受けた職員によってホットスポットと判断するのかしないのかというのがばらばらになってしまふとまずいと思いますし、私としても町民に対してどのように説明していくか分からぬというところもございます。何マイクロシーベルトという数値基準をつけてしまうと難しいのかもしれないのですが、ある程度この範囲の線量があればホットスポットと認めて、やりますよという、国の中でも数値の基準がないと、どのように判断されているのかというのが、私も分かりませんし、相談された方も分からぬと思いますので、その辺、今後数値基準というか、そういうものを明確に、国の中だけでもいいのですけれども、そういうものを設けるということは考えてはいないのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ご指摘ありがとうございます。なかなか例えば線量でこれくらいといったような基準というのは、現状どうしてもそれぞの状況で線量の影響あるいは考え方も違っているところもございまして、1つにというところは難しい面ありますが、一方で、例えば人によって判断が違うとか、そういうことは当然ないよう

にしたいと思ってございまして、例えば周辺の線量の状況ですとか、もしくは地目とか、それぞれの場所、あるいはその周辺の除染の状況とか、そういったところを見ながら、個人個人で主観的な判断をするということではなくて、ちゃんと組織として1つ1つ個別の住民の方や関係人の方とご相談しながらフォローアップを進めていきたいと、そのように考えております次第です。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。職員の方ももちろんのですが、町民の方もどのくらいの線量があつたら相談していいのかというのも、判断するものが何もないという現状であります。国としても年間被曝線量1ミリシーベルトを目指していただいているということであれば、ある程度の数値目標であつたり、基準であつたり、そういうものがない中で1ミリシーベルトを目指しますよと言われても、どのように目指してくれているのかというのが私にも実感がないので、小良ヶ浜地区、深谷地区だけではなくて、富岡町全体であつたり、ほかの解除された地区もそうかと思いますが、そういうところでしっかりとした基準、数値目標、数値基準といったものを決めないで進めていくというのはいかがなものかと思うのですが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（高橋 実君） 中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ご納得いただけるかどうか分からぬですけれども、ご指摘の件は様々な要素が関係して、まず長期的に1ミリシーベルトを国として目指すという点についてはもうおっしゃるとおりで、国全体として年間被曝線量が1ミリシーベルトというところは長期的な国の目標になっているという点はご指摘のとおりで、その中できちんと除染も進めていくということだと思っております。

一方で、1つ1つの場所とかについてはどうしてもいろんな要素が関係してくるところがございまして、一律に、ではそれに向けてこの線量目標幾つみたいなところは、なかなかどうしてもお示しできないような状況になっておりまして、その点でそれぞれの住民の方が判断できないということでご心労をおかけてしまっているとしたら、本当にそこは申し訳ございません。もし気になるというところがあれば、どのような場合でも、ぜひ環境省にご相談いただければと思ってございます。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（遠藤博生君） 町のほうでも町民の方で心配だということ、ご相談いただければ、職員が行って測定をするということは行っていますので、そういったところで実際の数値を見てご判断をいただいたりとか、その上で環境省におつなぎするということも可能ですので、遠慮なくご相談いただければと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 町長、私からお願ひ。今のやり取りの中で、今まで12年間議会でも問答している中で、年間1ミリシーベルト、毎時0.23マイクロシーベルト、これならば町民の人も文句はないと思うのだけれども、もっと低いほうがいいと言う人もいるだろうけれども、町としてこのぐらいの数字だったら環境省へホットスポットとして言える基準ぐらい出したら。多分生活環境課の歴代

課長にしても、そういう苦情があったらば、環境省へ言つてはいるのだろうけれども、これもばらばらだろうから、数字自体が。0.3で言う人もいれば、0.5以上でなければ言わない人もいる。だから町として、これを決定とかでなく、1つの目安として。そういう目安もないのであれば、執行部で考えてください。

○町長（山本育男君） 検討させてください。

○議長（高橋 実君） ほかに。

8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） 1点、詳しく教えていただきたいのですが、14ページ、仮置場の原状復帰なのですが、最近ちょっとその地域に行くことが多いので見ると、今までの仮置場の土をまとめて今の状況が見れるのですが、今回それも令和5年で撤去しますよということでうたっていると思うのですが、あそこは基本的に、今置いてあるところはもちろん富岡町としては産業団地造る。そういう面の計画の中において、今回打ち出してきましたけれども、令和5年というよりも、早急に、撤去してほしいし、リサイクルするにしてもその場でどうなるか分かりませんが、その方向性をもう少し教えていただくことは可能ですか。

○議長（高橋 実君） 野口さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部仮置場対策課課長（野口淳一郎君） 土の撤去の時期でございます。基本的にこの遮蔽土として使っていた土でございますけれども、仮置場として使っていて、原状回復として農地に戻すといったときの客土として使う、そういったことをまず念頭に置いてございます。それ以上のものについては、一ところに集めておいて、後ほどほかの何らかの事業が決まったときに造成の土として使うと、そういったことを考えてございますけれども、そちらの計画等につきましてはまだ確定していない部分もあると聞いておりますので、それはその調整をこれからしていきたいと思ってございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。基本的に農地にもちろん戻すところは戻す。ただ、一応今産業団地ということも声が出ていまして、これから使うに当たって、町とともに協議して、できるだけ早くその方向性をつけてもらうようにお願いできますか。

○議長（高橋 実君） 野口課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部仮置場対策課課長（野口淳一郎君） ご指摘ありがとうございます。産業団地など、そういった計画に合わせるような形で、できるだけ早くということで、町ともよく調整させていただいて、早期解消できるように努めたいと思います。ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） 野口課長、確認のため聞くのだけれども、今答弁の中で、震災後の遮蔽土の

基盤整備の覆土材に使うとかって答弁したよな。俺聞き間違ったか。もしそういう答弁だとすれば、地権者の人たちにその旨説明して了解もらっての答弁ならいいけれども、環境省が単独でそう考えて答弁しているとなると、後で問題になるから確認します。どうなのですか。

野口さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部仮置場対策課課長（野口淳一郎君） 原形復旧のところに使用させていただくという点については、地権者の皆様にご説明差し上げているというところでございます。

○議長（高橋 実君） 了解もらっているのね。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部仮置場対策課課長（野口淳一郎君） はい、そのとおりでございます。

○議長（高橋 実君） では、いいです。

ほかにありますか。

1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） 点・線拠点の避難指示解除に向けてのところで、まず資料1－1の（2）のところ、今、点・線拠点のところ9月末までの予定と工程表の中で出ていますが、先ほどの答弁の中で、その5工事が12月末までなので、作業できるのは9月ぐらいというようなお話をあったと思うのです。そういう意味でのこの9月末までの工程というか期間を考えているのか、もしかして避難指示解除、今のところ11月末までしか作業日取れないということで、9月までには何が何でも終わらせようかという思いでこういう工程を引っ張っているのか。先ほどのこっちの説明の1ページの中で聞いても進捗率、まだまだ低いかなと思うのですが、その辺りのご見解をお聞かせいただきたい。

それと、今度避難指示、例えば11月とか12月に避難指示解除という話が出てくると思うのですが、道路の避難指示を解除したときに、解除できない部分、宅地とかはできないと思いますので、その辺りの対応、例えばバリケードをまた張ってゲートをつけるのかであるとか、今、帰還困難区域の皆さんには自分の土地に行こうとしてもかなり制約が強くて、規制緩和をぜひしてくださいという意見あると思うのですが、その場合、道路が解除になった場合にはその辺の規制解除というか、もう少し自由度の高いような入り方ができるのか、今考えているところを教えていただければと思います。

○議長（高橋 実君） 中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ご指摘ありがとうございます。9月末でスケジュールを書かせていただいている点でございますが、まずその5工事が11月末までの工期で、契約ベースでそうなので、作業としては9月末までという点は、当然そういったところも勘案してございますが、スケジュールの線そのものは工事全体の工程の中でこういったことが実現できるという形で引かせていただいてございまして、当然その5工事とその6工事、つまり今般会計手続中のものについても、全体合わせていずれにしてもきちんと達成できるという見込

みで、環境省のほうで書いているという状況でございます。また、当然、今動いている工事においては作業員の方々含めて全体の状況はより正確に分かっているところございますので、そういう情報は反映してございますが、スケジュールそのものとしては工事全体でいずれにせよきちんと達成していきたいと、そういう形でお示ししているものになります。

また、進捗が伸びが不十分ではないかというご指摘もいただいておりまして、その点、今ぱっと進捗をお見せできていない点は申し訳ございません。ただ、実際の除染を完了して進捗とカウントされるところございまして、実際の着手ですとかそういった状況を見ますと、我々としては工程の管理上、きちんと9月末までにご相談しているところをおおむね完了するという方向で今のところ工程を引けると思ってございますので、ぜひ工事を遺漏ないように進めていきたいと思ってございます。

○議長（高橋 実君） 黒田さん。

○内閣府原子力災害現地対策本部総括班長（黒田浩司君） 立入り規制緩和についてのご質問いただきまして、ありがとうございます。これまで地元の住民の方から、あるいは様々な場面で今のようなご指摘をいただいております。政府としましても、一昨年の8月31日に取りまとめさせていただいた拠点区域外の政府方針の中でも、そういうお声に真摯に耳を傾けて、柔軟に立入り規制緩和について検討するようにという方針を示しております。ここは、まさに住民の方のお言葉、お気持ちを最大限尊重させていただきながら、町と議会の皆さんともご相談いただいて、どのようにバリケードの張り方をするのかというのをしっかりと検討させていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なしということですので、これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件1、除染解体工事及び中間貯蔵施設への輸送並びに特定廃棄物埋立処分事業の状況について、特定復興再生拠点区域復興再生計画の変更についてを終わります。

ここで説明者の入替えのため暫時休議します。

休 議 （午前11時34分）

再 開 （午前11時37分）

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

次に、付議事件2、特定帰還居住区域に関する福島復興再生特別措置法の一部改正及び特定復興再生拠点区域外への帰還意向調査についての説明をお願いします。説明は着席のままで結構です。

まず、資料1の分で復興庁、村瀬参事官補佐より説明をお願いします。

村瀬君。

○復興庁原子力災害復興班参事官補佐（村瀬崇史君） このたび行われました福島特措法の一部改正

についてご説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

お手元、資料2－1と書いているものを御覧いただければと思います。上、背景・必要性の部分でございますが、平成29年法律改正をもちまして、これまで先ほど議題にもなってございました特定復興再生拠点区域と、これが住民、移住者の生活及び地域経済再建の拠点としてこれまで整備が進められ、一部で避難指示解除がされてきたと、こういう状況でございました。一方で、背景のもう一つ目の箱でございますが、令和3年8月、であれば拠点区域外の部分をどうするのだという、こういう議論を踏まえまして、政府方針を決定いたしまして、2020年代をかけて拠点区域外に帰還意向のある住民全員が帰還できるよう、帰還意向を個別、丁寧に把握して、帰還に必要な箇所の除染を進めていくと、こういう内容が政府方針として決定されたところでございます。こうした政府方針を実現すべく、今回国会に政府のほうで改正法案を提出させていただきまして、去る2日に参議院成立いたしまして、本日公布、施行と、こういう段取りになってございます。

下の箱の部分、改正法の概要というところで、今回の改正法を簡潔に内容をご説明させていただければと思ってございます。まず、ヘッドラインでも書いてございますが、特定帰還居住区域と、これを特定復興再生拠点区域に続きまして制度として創設すると、これが肝の部分になってくるところでございます。法律的には少し長くなってしまいますが、避難指示解除による住民の帰還及び当該住民の帰還後の生活の再建を目指す区域ということでございますが、区域のイメージで書かせていただいているとおり、帰還住民が、しっかり安全、安心に日常生活を送っていただくために必要な宅地、道路、集会所、墓地等々を含むような範囲で設定させていただければと考えてございます。その他手続、拠点区域と同様ではございますが、まず市町村におきまして特定帰還居住区域の設定範囲等、計画を作成いただき、これを内閣総理大臣が認定することによりまして、除染等の実施を公費で負担する等の特例措置を活用することができるということになってございます。

今回の改正法をもちまして、拠点区域外の帰還困難区域におきましても、帰還意向のある住民全員の帰還の実現、そして居住人口の回復を通じた自治体全体の復興を後押しすべく、復興庁として全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

説明、以上でございます。

○議長（高橋 実君） ありがとうございました。

次に、資料2、内閣府、今泉企画官。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム企画官（今泉 亮君） ありがとうございます。私、内閣府原子力被災者生活支援チームの今泉でございます。私からは、資料2－2につきましてご説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

お手元にございます資料2－2、帰還困難区域（特定復興再生拠点区域を除く）への帰還意向調査状況についてでございます。こちら私ども支援チームと富岡町で連名でやらせていただいた調査結果でございまして、先ほどご説明ありました一昨年8月の政府方針を踏まえて、令和4年12月から令和

5年1月にかけて帰還意向調査を実施したものです。こちら、下に表ございますけれども、令和5年5月31日時点での集計結果をお知らせするものでございます。かいつまんでご説明させていただきますと、お送り差し上げた世帯数は、上から2つ目の段、238世帯でございまして、そのうち167世帯からの返送をいただきました。帰還希望ありといただいた世帯が81世帯ございましたということでございまして、右のほうにはそれぞれA、B、Cと、先ほど説明いたしました数字に振っておりますけれども、A分のBという回収率が70.2%、帰還希望ありの方が回答者のうちB分のCということで48.5%、あと対象世帯のうち帰還希望ありの方はA分のCで34.0%といったような結果になってございます。以下は御覧いただければと思います。

なお、この調査はご回答締め切り後も引き続き随時受け付けておりますということで、引き続き調査へのご協力をよろしくお願ひしたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） ありがとうございます。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございますか。

3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） 改正法の概要ということで説明いただきましたけれども、まず1点目なわけです、先ほどのホットスポットの質問にちょっと似通っているのですけれども、区域のイメージで放射線量を一定基準以下に低減できる、基準というところについて再度説明をお願いしたいと思います。

あと、2点目が、町長が特定帰還居住区域の復興再生計画を作成して総理大臣が認定とあるのですけれども、町としての手続はどのようにやっていくのか、そういう部分の回答をお願いしたいと思います。その2点について、よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 村瀬君。

○復興庁原子力災害復興班参事官補佐（村瀬崇史君） ご質問いただきまして、ありがとうございます。2点ご質問いただいているかと思います。

1つがポンチ絵、概要資料にも書かせていただいてございますが、放射線量を一定基準以下に低減できることと、これを区域の要件として書いてございます。これ拠点区域にも同様の放射線量についての基準がございまして、まさに本日、具体的な基準は拠点区域と同様、20ミリシーベルトというところを省令で書かせていただいてございますが、基本的な放射線量に関する考え方、これは拠点区域に引き続いてとなってくるかなと思ってございます。

もう一つご質問いただきました今後の手続、国側からもご説明させていただければと思いますが、本日まさに公布、そして即日施行ということでございます。ただ一方で、これから福島復興再生基本方針であるとか、県計画であるとか、それぞれ必要な手続、文書を定めていくということございまして、それを並行しながら、町の皆様とも国一緒に考えながら、帰還居住区域復興再生計画というもの

を考えていくことになろうかなと思ってございます。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（杉本 良君） 今後の手続等につきましては、まだ詳細は下りてきてございませんが、今、施行中の復興再生拠点区域の復興再生計画と同様のものと考えておりますので、私どももそれに沿って準備を進めたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） まず最初の一定基準以下ということなのですけれども、これまでの特定復興再生拠点と同様ということなのですけれども、今まで除染等をやってきた中で、大体状況的には似ている地域なのかなと思いますので、そういったところの平均値であるとか、そういったところも勘案して、それより大分逸脱しているといったところについてしっかりとやっていくと、そういった考え方でよろしいのかが1つと。あと、再生計画の作成の部分で、例えばそれが作成終了して、例えば議会に意見を通すとか、そういった部分があるのかどうかをお聞きしたいと思います。2点、よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 村瀬君。

○復興庁原子力災害復興班参事官補佐（村瀬崇史君） ご質問いただきましてありがとうございます。

まさにご指摘いただきましたとおり、拠点区域でもこれまで環境省と協力して除染を進めてきたところであります。そういうたった知見、十分に活用して、放射線量の低減、それぞれ個々の状況違うところも当然あると思いますので、オーダーメードでしっかりと対応すべくはしっかりと対応していくと、こういうことになろうかなと思ってございます。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（杉本 良君） 今後の動きなのでございますが、特定復興再生拠点区域復興再生計画のときは、国からの案が示された後、私どもでその計画案を全員協議会の場において3回、それとその計画を基に対象住民の方への住民説明会1回開催しております。今後につきましても同様の流れで細かく皆さんにご報告、そして意見をいただきながら、住民の方々にも説明して計画を詰めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） ほかに。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 1点確認したいのですけれども、回答のところにも帰還希望なしというがあります。先ほど私がちょっと特定復興再生拠点区域のほうでお話ししたのですけれども、この特定区域を設定するときに、こちらの土地は帰る、こちらは帰還の希望なしで、歯抜けのようになってしまふのですけれども、その辺は柔軟に町のほうで当然、そこの帰還意向はなくとも、近くのところが帰るということであれば、それは同じように一定以上低減できるとかいうところの中に対応し

て、きちっと隣が除染されていないということがないような形で進めていくという、町自体もそういう方向で進めるのか、国もそういうことに対して柔軟に対応していただけるのか、そこだけ確認したいのですけれども。

○議長（高橋 実君） 黒田さん。

○内閣府原子力災害現地対策本部総括班長（黒田浩司君） これまで、住民説明会、あるいは議会の皆様からもそういったお声を頂戴しております。国としてもしっかりと、戻られる方の安全、安心のために、生活圏ができるだけ広く捉えながら、隣の帰還意向のない方、あるいは未回答の方の隣地も除染ができるように、これはまた地権者のご同意も必要になってきますけれども、しっかりとできるように区域設定、これ町ともご相談させていただきながら進めていきたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（杉本 良君） 町といたしましても、面として広く計画を策定してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 全く今、6番議員と同じような質問だったのですけれども、指名していただいたので、再度やらせてもらいます。

このアンケートで、世帯数が約238だから240としても、帰還希望ありが81、約3分の1です。帰還希望なしが41だから約6分の1です。だから、帰還希望ありとか帰還希望なしの世帯数を取り上げて、この特定帰還居住区域というものを創設すると、かなりタイトというか、狭められた面積になってしまふので。当町ではそもそも白地地区は一発で全てという考え方を持っていたのですけれども、住民の方が41世帯、全体の6分の1が戻りません。だから、未回答とか保留、これも前向きに考えて、この地区も特定帰還居住区域の創設の中に入れてしまって、今黒田さんが言う広く考えているということに入れれば、例えば238のうち、約240としても、帰還希望なしが41だから、6分の1が戻らないということだから、やはり7割8割くらいの面積を新しく設定する区域に入れることができるのかなと思うのですが、町は広く捉えるべきだと思うのですが、その辺どうでしょうか。

○議長（高橋 実君） 高野副町長。

○副町長（高野 剛君） これまで町の方針としまして、町内全域の復興再生を求めていくという、この姿勢については変わりございません。この法改正の議論の中で、帰還希望のない宅地についても、生活圏の中であれば除染の対象になり得るという議論がなされていたと報道がされておりました。こうした報道を見まして非常に安心したところでありますけれども、小良ヶ浜地区と深谷地区につきましては、割と民家が密集しているというところで、そこに帰還希望ありの方がそこかしこにいらっしゃるという状況でありますので、こちらについては集落全体をぜひ対象に含めていただきたいということで調整を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 師田副本部長、何かある、今の件に関して。

師田副本部長。

○内閣府原子力災害現地対策本部副本部長（師田晃彦君） ありがとうございます。まさにこの法律は、戻られる方がしっかりと戻って、まさに町に住んでいただいて、町の居住人口の回復を通じた自治体の復興を後押しするというのが目的です。住民の方々の安全、生活、安心をしっかりと確保していきたいと思っておりますので、具体的な設定はこれから町と調整をしてまいりますけれども、そのご意見をしっかりと受け止めて進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 実君） よろしくお願ひします。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 当初は困難区域は除染していただけないということで、もう富岡に戻ってくるのは無理なのかなと考えていたのが、特定復興再生拠点ということで、町がどうしてもこの部分は必要だということで、先般解除していただきました。まさに非常にありがたいことで、また小良ヶ浜、深谷地区に関しては、また一步踏み込んだ議論になってきたのかなと思って、非常に安心はしているのですけれども、本来の姿とはもう全然違うと思うのです。町は全域除染を言っているながら、国にどうしてのみ込まれているような雰囲気になってきていると。全域除染しない限り、一部残る部分はどうなるのだということなのです。本来であれば、除染しない場所ができるとすれば、その部分は国が買い上げるべきでしょう。そういうことを考えていけば、富岡町の白地地区は、今回帰る意思のある人たちのところはやりますよと、あと外縁やりますよ、点除染やりますよというと、全体の幾らも残らないのです。その残らない部分をやってもらわないのであれば、その部分は買い上げてもらうしかないと思うのです。

そういういろんな選択肢を考えていった場合に、もう本当に一発で全域やっていったほうが、国としても予算縮小になると思うのです。こんなアンケートなんか何回取ったって同じでしょう。こんなのが取っているうち、全員もう死んでしまいます。もう震災後13年目です。3年か5年で解除してもらえるのであれば、それこそ7割8割の人が戻れたのに、もう指折り数えたって何人亡くなりましたか、二百何十軒の中で。確かに復興庁とか皆さんのが骨折ってもらって、国でここまで議論が進んでいったということは非常にありがたいことです。けれども、我々はもう待てない時期が来ているのです。13年目ですから。その辺を十分踏まえて、今後の議論をますますスピードアップしていただきたいと。当然これ特定帰還居住区域ということで、居住するという意思があれば、隣でも、その隣でも、線量が飛んでくる場所は全て除染してやるよと変わってきたから非常にありがたいと思うのです。ただ、その先にもまだまだ進まなくてはならないものですから、ぜひ早く進めていただきたい。

あと、町執行部も、国にのみ込まれないで、全域除染絶対譲らないで進めていただきたいと。それ

が地域としての私のお願ひです。線量どうのこうの、関係ないです。住めるような線量にさえしてもらえば。その辺をぜひ早急にお願いしたいと。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 師田副本部長。

○内閣府原子力災害現地対策本部副本部長（師田晃彦君） まず、震災からの13年目にも入りましたけれども、いまだに全域の避難指示解除の方向性を打ち出せていないことについては、これおわびを申し上げます。我々も皆様のご意見を受け止めながら、一日も早く戻っていただくための方策をいろいろと進めてまいった次第でございまして、ようやく拠点が解除され、今回拠点外につきましても、まずは2020年代をかけて、帰還意向のある方を戻っていただくという方針を打ち出すところに、ようやくたどり着いたと言うと大変失礼な言い方ですけれども、進めてまいった次第でございます。それで、今年に入って国会でご審議をいただき、ようやく国会議員の議員の皆様からもご理解いただき、法律が成立をし、まさにこれから取り組んでいくところでございます。まだまだ遅いというお怒りは十分受け止めさせていただきますし、期待に応えられるように取り組んでまいりたいと思いますけれども、まずはこの帰還居住区域の区域設定の手続を進めながら取り組んでいきたいと思ってございます。引き続きご指導いただければと思います。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 町長。

○町長（山本育男君） 今9番議員からお話をあったように、我々はあくまでも全域を避難指示解除というふうに向けてこれからも進んでいくと。それから、これからもそれにきっちりと国とも話し合いしながら、時間はすぐというわけにはいきませんけれども、なるべく早くそのようにしていきたいと、これは国とよく協議しながら、国にのみ込まれないようにきっちりやっていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） よろしくお願ひします。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。よろしくそのようにお願ひしたいと思います。

いつも思うのですが、行政は縦割りの部分が非常に多いと思うのです。復興庁はかなり頑張ってくれて、いろいろ法律を改正していく、白地地区までメス入ったということは非常にありがたく思うのです。ただ、何のために除染やっているかということが、どうも理解していない人が多いのかなと思うのです。いろいろ環境省とも議論になるのですが、除染、解体進めていく中で、建物を解体するときに、例えば車入れないからこの木切っていいですか、あの木を切っていいですかということで、支障木ということで切るのです。それで、持ち主はぜひ切ってやってくださいということになるのですが、今度地主の人たちが、木を切らないと線量下がらないから、木も切ってください、囲いも切ってくださいと言うと、それは除染の中では切れませんとなるのです。だから、復興庁も環境省も、何のために除染やっているのですかということを常日頃私は思っているのです。線量を下げるためでし

ようと。線量がないのだったら建物だって解体しなくていいのだよと。線量を下げるために、建てたばかりのうち、泣きの涙で壊している人もいっぱいいるのです。その辺は、やっぱり復興庁にも協力してもらって、線量下げる努力は常にしてもらいたいと。環境省にも常に私お願ひしているのですけれども。木を切らないで線量は下がらないですから。1,000坪も2,000坪もある宅地だったら、周りの木を切らなくても中は下がると思います。100坪、200坪の宅地で、建物を壊して土掃いただけで線量は下がらないです、周りの木にありますから。だから本当に帰るための除染、解体、法の改正をしていただかなければ、もう少し横のつながりを持って、きちんとやっていただきたいと。これ復興庁の部分ではないのですが、環境省とはいつもやっていますので、復興庁からもぜひそういう働きかけをお願いしたいと。帰るための手段ですから、よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 黒田班長。

○内閣府原子力災害現地対策本部総括班長（黒田浩司君） 私、福島復興局の次長の兼務をしております。日頃から現地で、先ほど中村課長をはじめ、環境省環境事務所の皆さんと、今のような個別課題に対応するために、私自身も現地に行って、いろいろ相談とかお話もしています。やはり横のつながり、この国全体としてどう進めるかというのは非常に大事なご指摘だと思っておりますので、しっかりと制度としてつくり上げたものを、実行面で運用、実績として積み上げるように、連携して進めていきたいと思いますので、今後とも引き続きご指導よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） よろしくお願ひします。

ほかにありますか。

2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。私からもお願ひといいますか、検討というか、実際に実施していただきたいところなのですけれども、今現在アンケート等も取りながら、町のほうで復興再生計画を立てているかと思います。役場職員としても、このアンケートだけではなくて、個別に電話していただいたりして、計画になる除染の範囲というか、そういったものを広げていただいているということで、先日常任委員会でも説明を受けました。ですので、生活圏の範囲であったり、そういったものを今、町でもつくっているかと思います。計画ができれば議会等にも説明があるということがありますので、ぜひ町がつくった計画につきまして、最終的には内閣府、総理大臣のほうで認定をされるということですので、町でつくった計画、こちらについてはぜひ尊重していただきて、その範囲を狭めるとか、そういったことのないようにしていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 村瀬君。

○復興庁原子力災害復興班参事官補佐（村瀬崇史君） ご指摘いただきありがとうございます。まさにこれから復興再生計画をつくっていかなければならないというところで、もちろん計画に限らずでございますが、復興庁の基本的な姿勢といたしまして、しっかりと地元自治体、そして地元住民の

皆様と寄り添っていくということでございますので、一緒になって考えていくような姿勢で臨ませていただければと思ってございます。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋 実君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件2、特定帰還居住区域に関する福島復興再生特別措置法の一部改正及び特定復興再生拠点区域外への帰還意向調査についてを終わります。

説明者の入替えのため、暫時休議します。

休 議 （午後 零時06分）

再 開 （午後 零時08分）

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

次に、付議事件3、富岡町国民健康保険税条例及び令和5年度の町税等の減免に関する条例の一部を改正する条例についての説明を税務課長より求めます。

税務課長。

○税務課長（斎藤一宏君） 大変お疲れさまでございます。

それでは、付議事件3、富岡町国民健康保険税条例及び令和5年度の町税等の減免に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。本日ご説明する条例改正案につきましては、昨日開催されました国保運営協議会において諮詢し、原案どおり承認との回答をいただきましたので、全員協議会において改正内容を説明させていただき、6月定例会に上程する予定となっております。

なお、内容の説明につきましては課長補佐より説明いたしますが、着座にてご説明させていただきますことをご了承願います。本日はよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 税務課長補佐。

○税務課課長補佐（大館衆司君） それでは、富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例からご説明をいたします。

本条例の改正案は、上位法の地方税法施行令の改正に伴うものと、令和5年度国民健康保険税の税率の算定に伴うものになります。上位法の地方税法施行令の改正に伴う改正では、本条例の第2条で後期高齢者の支援金分の課税限度額が20万円から22万円に引き上げられるなど、改正後の課税限度額が104万円となった点や、本条例の第23条で軽減判定の基準となる所得額が5割軽減で28万5,000円から29万円に、2割軽減で52万円から53万5,000円に引き上げられ、中間所得層の負担軽減が図られたことなどがございます。

もう一つの令和5年度の国民健康保険税の税率の算定に伴う改正については、全員協議会資料3-1を御覧いただきたいと思います。1ページ、国民健康保険税率算定について、1の本年度の税率設

定方針につきましては、昨年同様3方式を用い、税を算定し、低所得者の軽減についても所得額に応じて7割、5割、2割の軽減を行います。また、帰還困難区域以外の区域の600万円を超える上位所得世帯、住民税が未申告の世帯、避難指示区域外からの転入世帯は通常の課税となります。また、平成26年度までに避難指示が解除された地域より転入した国保世帯については、2分の1の課税となります。

なお、課税となる600万円を超える上位所得世帯のうち、拠点区域の方に係る減免については、後ほど全協資料の3-2、町税等の減免条例の改正のほうでご説明をいたします。

続いて、2の令和5年度必要額の合計につきましては、3億8,632万6,957円でございます。昨年度に比べ、医療費医療一般分について約5,000万円、後期支援金については約1,000万円、介護納付金については約700万円のそれぞれ減でございまして、全体で6,801万2,643円の減と、令和4年度に比べると大幅な減となっております。

続いて、3の課税基礎につきまして、①の医療・後期支援金分は国保加入者全員が対象となりますが、対前年度比で所得割の課税基準額は5,939万2,743円の減額であり、被保険者数も減少しております。

2ページをお開きください。②の介護納付金分でございますが、こちらは国保加入者のうち40歳から64歳までを対象として、こちらは対前年度比で所得額の課税基準額が6,905万7,278円の増額となっております。

続いて、4の令和5年度国民健康保険税率についてでございます。右側の表が令和5年度の案となっております。令和5年度の保険税の必要額が大幅な減となることを踏まえて、令和5年度の案といたしまして、医療費医療一般分の所得割が7.85%、均等割が3万円、平等割が2万円、後期支援の所得割が2.82%、均等割が9,000円、平等割が6,000円、介護納付分の所得割が2.80%、均等割が9,000円、平等割が6,000円、1人当たりの調定額は10万2,949円、1世帯当たりの調定額が15万5,550円となっております。令和5年度の税率税額は、保険税の必要額が大幅に減少したことから、全て減となっております。

なお、税率算定に当たっては、国保の被保険者数の減少の一方で、軽減世帯の割合が増加しているなどの状況の中で、均等割と平等割をどの程度まで低減できるかなど、バランスを配慮しながらの税率算定となってございます。

続いて、5の今後の国民健康保険税の税率算定についてでございます。令和5年度の必要額の減少は、必要額算定の対象となる期間の令和元年度から令和3年度までの間、新型コロナの感染の危惧から受診控えなどにより医療費が抑制されたため減少したと推測しておりますが、来年度以降は受診控えも解消されますので、医療機関への受診も徐々に戻っていくということを考えますと、医療費の増加が見込まれるものでございます。こうした状況から、来年度以降は今年度と同等の税率税額ではなく、一定程度の上昇も想定はされますので、被保険者の負担を少しでも抑えていくために、引き続き

医療費の抑制、国保制度の周知に努めてまいります。

3ページから17ページまでは、条例改正文と新旧対照表となっておりますので、後ほどご参照いただければと思います。

続きまして、18ページの全協資料3—2の富岡町東日本大震災等による被災者に対する令和5年度の町税等の減免に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。本条例は、本年3月9日開催の令和5年第1回定例会において議決をいただいて制定したものでございます。ただ、3月22日に原子力の災害対策本部により、本町の特定復興再生拠点区域の避難指示解除が4月1日と決定されたことを受けまして、3月30日に厚生労働省において減免措置に対する財政措置の財政支援の見直しが行われましたので、これらを踏まえて今回本条例の一部改正をするものでございます。

18ページは、条例改正の概要を記載しております。アンダーラインを引いているところが改正箇所となります。今回の改正概要についてでございますが、現行の改正前の減免条例では、避難指示が解除された区域の方については、600万円を超える所得の世帯の場合は国保税、介護保険料が減免されず課税されるということになっております。今回の改正では、600万円を超える所得の世帯であっても、令和5年4月1日までに避難指示が解除された区域、つまり特定復興再生拠点区域の方であれば、本年の4月から9月分までに限って国保税、介護保険料を減免するという内容になっております。

18ページ上段①の被災者の定義ですが、ア及びイの文言を令和5年3月31日から令和5年4月1日に改正し、4月1日に解除された特定復興再生拠点が含まれるようにしております。②は、国民健康保険税における上位所得層の規定ですが、新たに拠点区域に住所を有していた上位所得層をただし書以降に追加し、その中で本年4月から9月分までの保険税の免除であるということを規定しております。③は介護保険料に係る規定でございますが、内容としましては②の国民健康保険税と同様の内容となってございます。④の施行日は、施行期日の公布の日からとし、条例の適用については令和5年4月1日からとして遡及適用するものです。

なお、平成29年4月1日に避難指示が解除された際にも、避難指示解除区域に住所を有していた上位所得層の方への国保税等の減免を4月から9月分まで実施をしており、今回は同様の措置を取るものであります。19ページ以降につきましては、本日ご説明しました条例案と新旧対照表になりますので、後ほど御覧いただきますようお願ひいたします。

説明は以上になります。

○議長（高橋 実君） 質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件3、富岡町国民健康保険税条例及び令和5年度の町税等の減免に関する条例の一部を改正する条例についてを終わります。

次に、その他に入ります。

執行部から何かありますか。

[「ありません」と言う人あり]

○議長（高橋 実君） 議員から何かありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋 実君） なければ、私からお諮りいたします。

小良ヶ浜、深谷地区の帰還困難区域内の現在の状況を確認するため、現地調査を実施したいと思います。詳細については事務局長より説明させます。

事務局長。

○事務局長（小林元一君） お疲れさまでございます。私から、今議長言いましたように、また今さつき環境省、あるいは復興庁等の説明がありましたように、帰還困難区域の現在の状況を確認し、そして今後の業務に生かしていきたいと思いますので、それで現地の確認ということで、定例議会が15日、16日、2日間の開催予定となっております。今回15日に、午前中、定例議会を開催させていただきまして、午後からこの現地調査ということで実施したく思っているところでございます。ですから、15日の定例議会、午前中で終わっていただきまして、お昼を食べて、午後から現地調査という形でお願いしたく思っているところでございます。

説明は以上でございます。

○議長（高橋 実君） これ現地調査する趣旨というのは、10月になるか、11月になるか、先ほども環境省の話にも出ていたけれども、道路の分の線の解除というのに伴って、線、点、面、大熊町境まで全部目を通してくださいたい。そうしておかないと、遅い頃になってあそこがここがと言っても、解除を基本にくつついしていくわけではないのだけれども、間に合わなくなるから、9月では。そういう意味で、今回一般質問も2名ということで、議案案件も少ないものだから、6月に一回皆さんに目を通していただきたいなと思って段取りしたのですが、どうですか、いいですか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

では、そのように局長お願ひします。

以上をもちまして富岡町議会全員協議会を閉会といたします。

閉会 (午後 零時20分)